

広島県告示第七百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和七年九月十一日までの間、縦覧に供する。

令和七年八月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

佐木島線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市鷺浦町須波二六〇二番一地从先から 三原市鷺浦町須波二六二二番五地先まで	九・七〇 一・七二	四・七〇 四・九〇	九〇・五〇	九〇・五〇	拡幅